

鎌倉市告示第 187 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 5 年（2023 年）11 月 30 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 都市計画の種類

鎌倉都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

鎌倉市玉縄三丁目、大町五丁目、笛田三丁目及び山崎字宮廻地内

(3) 変更する部分

鎌倉市城廻字打越、植木字植谷戸、植木字相模陣、植木字峯ノ下、  
大船字宮之前、岩瀬字内耕地、手広二丁目、手広三丁目、手広四丁目、  
笛田二丁目、寺分一丁目及び山崎字谷脇地内

3 縦覧場所

鎌倉市役所 まちづくり計画部 都市計画課